

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○指定公金事務取扱者の指定	第408号	(文化芸術課)	1
○土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部改正	第409号	(水大気環境課)	2
○労働条件・労働福祉実態調査の実施	第410号	(労働福祉課)	2
○道路の区域の変更	第411号	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	第412号	(同)	3
○都市計画公園事業の認可 (西三河都市計画公園事業2・3・391号たまち公園)	第413号	(公園緑地課)	3
○指定金融機関及び収納代理金融機関の指定の一部改正	第414号	(会計局会計課)	3

公告

○落札者等の公示	(税務課)	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	4
○公共測量の実施	(用地課)	6
○公共測量の終了	(同)	6
○地籍調査の成果の認証	(都市計画課)	6
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	7

雑報

○軽油引取税免税証の無効	(税務課)	7
--------------	-------	---

告 示

愛知県告示第408号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を令和6年10月10日次のように指定した。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀 章

指 定 し た 者	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委 託 の 期 間
株式会社オムニ 名古屋市東区東桜1丁目13番3号 NHK 名古屋放送センタービル12階	愛知県陶磁美術館の使用料及び観覧料並びに愛知県陶磁美術館における図録等の物品売払代金	令和6年11月1日から 令和8年3月31日まで

愛知県告示第409号

令和5年愛知県告示第408号(土壌汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定)の全部を次のように改正する。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のように指定する。

形質変更時要届出区域	土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
江南市前野町東2番1、2番3及び2番4の各一部で次の図に示す区域(面積7,350.52㎡)	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び尾張県民事務所環境保全課において閲覧に供する。)

愛知県告示第410号

愛知県統計調査条例(平成20年愛知県条例第49号)に基づき、労働条件・労働福祉実態調査を次のように実施する。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 調査の名称
労働条件・労働福祉実態調査
- 2 調査の目的
県内企業における労働時間等の労働条件並びに労働者の福利厚生(ソフト面)についての制度の導入及び利用の実態を明らかにすることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
愛知県内全域
- 4 報告を求める者
事業所母集団データベース(令和4年次フレーム)から無作為に抽出した従業員数が10人以上の県内企業(日本標準産業分類の大分類に掲げる産業である建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業若しくは複合サービス事業又は日本標準産業分類の中分類に掲げる産業である医療業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業(別掲を除く)、職業紹介・労働者派遣業若しくはその他の事業サービス業に属するものに限る。) 1,500企業
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
常用労働者数、主要な事業、1日及び1週間の所定労働時間、週休制の形態及びその適用労働者数、年間の休日総数、年次有給休暇の付与及び取得状況、実労働時間の短縮の取組の有無及びその内容、育児休業の取得状況、男性従業員の育児休業取得期間の状況、介護を行っている従業員、傷病を抱えた従業員及び不妊治療中の従業員の実態把握の方法、子育てと介護の役割を同時に担っている従業員の実態把握の状況、仕事と介護、傷病治療又は不妊治療との両立支援に係る取組状況並びにその内容、仕事と介護、傷病治療又は不妊治療との両立支援に取り組むに当たっての課題、メンタルヘルス対策の取組状況及びその内容、メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由、テレワークの導入の状況、今後のテレワークの実施方針、カスタマーハラスメントの有無及びその内容、カスタマーハラスメントで被った損害及び被害の内容、カスタマーハラスメント対策のための取組の有無及び内容、カスタマーハラスメントの予防に取り組むに当たっての課題並びにカスタマーハラスメント防止対策として愛知県に求める取組
 - (2) (1)の事項の基準となる期日
令和6年7月31日
- 6 報告を求めるために用いる方法
郵送により調査票を配布し、郵送又はインターネットにより調査票の取集を行う。
- 7 報告を求める期間
令和6年11月上旬から同年12月2日まで
- 8 調査結果の公表の方法及び期日
令和7年3月末までに愛知県のウェブページに掲載して行う。

愛知県告示第411号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	大県神社線	旧	犬山市字若宮123番5地先から同82番2地先まで	9.0～21.0 m	0.033 km
		新	同	10.0～21.0	同
	宮上知立線	旧	豊田市本新町一丁目89番1地先から同123番地先まで	8.6～8.7	0.017
		新	同	9.3～13.2	同

愛知県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	坂宇場津具設楽線	北設楽郡設楽町小松字上中熊52番1地先から同51番1地先まで	令和6年10月25日

愛知県告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画を次のように認可した。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
刈谷市	西三河都市計画公園事業2・3・391号たまち公園	令和6年10月25日から令和9年3月31日まで	収用の部分 刈谷市田町四丁目、五丁目地内 使用の部分 なし	刈谷市役所

愛知県告示第414号

平成20年愛知県告示第464号（指定金融機関及び収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

「同 株式会社 りそな銀行」及び
「同 株式会社 関西みらい銀行」を削る。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県総務局財務部税務課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日 ⑦随意契約の理由

①税務システム修正業務（産業廃棄物税等の電子化に伴う対応） 一式 ②令和6年9月2日 ③富山県富山市牛島新町5-5 株式会社インテック ④49,956,500円 ⑤随意契約 ⑦政令第11条第1項第2号 該当

①自動車税申告書データ化処理業務 ア 自動車税（環境性能割・種別割）申告書 1,500,000件（予定）

イ 搬送等に係る固定費 36月(予定) ②令和6年9月30日 ③川崎市幸区堀川町580 株式会社ブリマジェスト ④ア 33円(単価) イ 3,391,300円(単価) ⑤一般競争入札 ⑥令和6年8月16日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

- 1(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
中部薬品株式会社
岐阜県多治見市高根町四丁目29番地
代表取締役 高巢 基彦
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
V・drug岡崎百々店
岡崎市百々町字四ツ谷58番ほか8筆
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年5月27日
- (4) 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
小売業を行う者	氏名又は名称	中部薬品株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 高巢 基彦	
	住所	岐阜県多治見市高根町四丁目29番地	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		1,101㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	36台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	19台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	33㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	6.9㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後10時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午後10時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	数	2箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

- (5) 届出の日
令和6年9月26日
- (6) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)
- (7) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年10月25日(金)から令和7年2月25日(火)まで(日曜日、土曜日、令和6年12月30日、31日、

令和7年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

- (8) 意見書の提出期限及び提出先
令和7年2月25日（火）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社バロー
岐阜県多治見市大針町661番地の1
代表取締役 森 克幸
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）バロー豊橋菰口店
豊橋市菰口町三丁目25番地ほか23筆
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年5月31日
- (4) 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社バロー	
	代表者の氏名	代表取締役 森 克幸	
	住所	岐阜県多治見市大針町661番地の1	
	その他小売業を行う者	未定	
店舗面積の合計		2,989㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	118台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	94台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	430㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	53.25㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後9時45分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午後10時まで
	駐車場の自動車の出入口	数	4箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで（一部午後10時から翌午前6時まで）

- (5) 届出の日
令和6年9月30日
- (6) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (7) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年10月25日（金）から令和7年2月25日（火）まで（日曜日、土曜日、令和6年12月30日、31日、令和7年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (8) 意見書の提出期限及び提出先
令和7年2月25日（火）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
愛西市三和町	令和6年10月21日から 令和7年3月31日まで	公共測量（3級基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局名四国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊田市	令和6年10月21日から 令和7年2月28日まで	公共測量（UAVレーザ測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
犬山市並びに丹羽郡大口町及び扶桑町	令和6年10月23日から 令和7年2月28日まで	公共測量（車載写真レーザ測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊田市柿本町及び若林東町	令和6年10月1日から 令和6年11月29日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、名古屋市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
名古屋市東区葵一丁目、葵二丁目及び葵三丁目並びに中区新栄一丁目、新栄二丁目、新栄三丁目及び千代田五丁目	令和6年5月13日から 令和6年9月26日まで	公共測量（基準点測量）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように地籍調査の成果を認証した。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

国土調査を行った者の名称	調査年度	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岡崎市	平成30年度から令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	岡崎市（明大寺町の一部）	令和6.10.4
同	同	同	岡崎市（明大寺町及び明大寺本町二丁目の各一部）	同
豊田市	令和元年度から令和4年度まで	同	豊田市（貝津町の一部）	同
稲沢市	令和4年度から令和5年度まで	同	稲沢市（祖父江町上牧宮前、下川田及び中牧北川原の各一部）	同

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
5尾建 96-57	令和 5.7.28	高木小希帆	日進市岩崎町岩根108-1	日進市岩藤町上原16-2
5尾建 96-186	6.2.16	山田 智子	愛西市柚木町中田面337	愛西市柚木町中田面343
6知建 59-2	6.5.8	石川 和穂	安城市新明町23-10	知多郡阿久比町大字板山字カチキ1-6及び1-18

雑 報

次の軽油引取税免税証は紛失したので、紛失した日から無効とする。

令和6年10月25日

愛知県知事 大村 秀章

免税証の種類	用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	紛失年月日
㊦券 100	農業等	J226385 ~ J226386	枚 2	令和6年 4月4日 ~令和7 年3月31 日	小牧市大字入鹿出新田村西 612-1 堀場石油株式会社 Uステー ション小牧	名古屋南部県税事務所	令和 6.7.29

